

新発田のいいところ きっと見つかる

広報しばた



SHIBATA
CITY
INFORMATION



新発田市役所へのお問い合わせは
ヨリネスしばた（市役所本庁舎）

〒957-8686 新発田市中央町3-3-3

☎0254-22-3030（代表）

市ホームページ www.city.shibata.lg.jp

令和2年度 **5.15** No.1516

情報ピックアップ／

人権を尊重していくために

「しばたTomorrow基金」にご協力を ほか

市ではソーシャルメディアで情報発信しています！
市ホームページのバナーからアクセスしてください



マイナンバー「通知カード」が 廃止されます

マイナンバーをお知らせするために郵送していた「通知カード」が、国の法律の一部改正に伴い、廃止となります。5月25日⑧以降は以下の手続きができなくなります。

▼通知カードの交付・再交付

▼通知カードの住所や氏名などの記載事項の変更

※5月25日以降に出生または外国から転入の届け出を行うなど、新たにマイナンバーを付番される方には、個人番号通知書を送付します。ただし、同通知書はマイナンバーを証明する書類としては使用できません。



マイナンバー通知カード

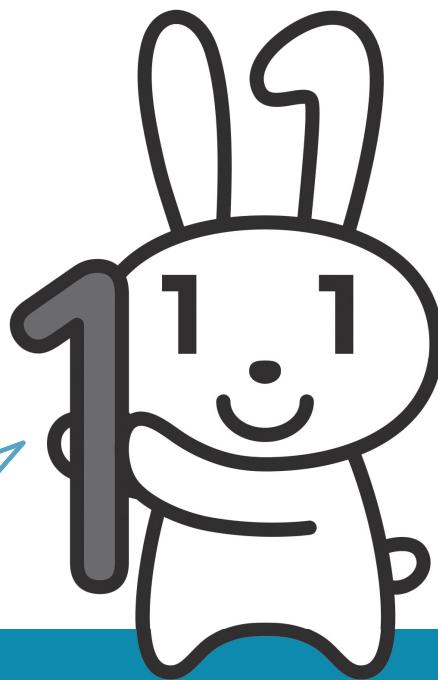
【廃止後にマイナンバーを証明できるもの】

- ① マイナンバーカード
- ② マイナンバーが記載された住民票の写し
- ③ マイナンバーが記載された住民票記載事項証明書

※ただし、当面の間、記載事項が住民票と一致している通知カードに限り、マイナンバーを証明するために使用できます。

【マイナンバーカードはお持ちですか】

マイナンバーカードを持っていると、顔写真付きの本人確認書類として利用できるほか、コンビニエンスストアで住民票の写しなどを取得することができます。申請方法など、詳しくは市ホームページをご覧ください。



問合せ先＝市民生活課窓口係（☎28-9100）